

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

まず、北朝鮮の問題を少しお話ししたいと思います。北朝鮮は、自制を求める国際社会を無視して弾道ミサイル発射、核実験を強行しました。世界平和と地域の安定を脅かし、国連の安保理決議などに違反する暴挙であり、どんな理由があっても絶対に許せません。国際社会が求める対話による解決に逆行し、国連で初めて核兵器禁止条約を採択した世界の流れに逆らう行為であり、日本共産党は厳しく糾弾をいたします。アメリカと北朝鮮の間で軍事的緊張が強まり、誤算や偶発的な事態によって双方の当事者の意図に反して軍事衝突が起こる可能性も生まれています。この危機を打開するには、アメリカと北朝鮮の直接対話が不可欠です。北朝鮮はこれ以上の軍事挑発は中止せよ、アメリカ・北朝鮮両国は直接対話に踏み出せ、この呼びかけがいよいよ緊急切実となっております。

安倍首相ら政権幹部は、話し合いのための話し合いは無意味である、今は対話のときではないといった対話否定の発言を繰り返し、軍事的対応に終始しております。それでは国民の生命や安全、地域と世界の平和は守れません。最近ではスイスの大統領が対話の仲介を表明し、多くの国の首脳が対話を呼びかけています。

アメリカに対し、今こそ対話に踏み切るべきと説くことこそ、日本政府のやるべき仕事です。北朝鮮問題の対話による解決を求める世論を大きくしていきたいと思います。

最初に、防災対策について質問いたします。

台風や不安定な大気の影響などによる記録的豪雨が日本列島各地に被害をもたらしております。気象庁の観測統計によれば、非常に激しい雨とされる毎時50ミリ以上の雨の年間平均回数が41年前の1976年から85年の10年間より2007年から2016年の10年間のほうが3割以上も増えています。地球温暖化との関係が指摘されており、局地的な豪雨は全国どこでも起こり得る危険性を示しています。近年頻発する豪雨によって、毎年のように大きな被害と犠牲が出る事実は深刻です。もはや想定外では済まされません。過去に例のない集中豪雨は、それまで長年かけて形成されてきた地形や地域の状況を一気に激変させます。従来経験や発想にとらわれず、警報の出し方、避難の仕方、被災者支援など常に点検する、国、自治体の役割が重要となっております。自力避難が大変難しい高齢者の方、障害者、子ども、妊婦などへの対策も不可欠です。住民の要望をしっかりと受けとめ、地域ぐるみで迅速に対応できるきめ細かな防災の仕組みづくりが急がれます。

ちょうど2年前の2015年9月10日、関東東北の記録的豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、常総市を中心とする甚大な被害の教訓から、その年の12月議会で集中豪雨についての対策を取り上げました。今回7月に発生した九州北部豪雨に関して、洪水ハザードマップについて質問をいたします。

甚大な被害を受けた福岡県朝倉市は、行政と市民が協働して全17地区に市のハザードマップに市民の情報を入れた自主防災マップを2015年3月に完成させております。特徴的なのは、住民の意見によって高台にある民家を避難所に書き込み、今回、近隣住民が避難して無事だったそうです。しかし、豪雨は想定を超え、役に立ったとは言いがたく、マップの想定雨量が48時

間で521ミリですが、24時間で516ミリと想定の倍近い雨が降っています。豪雨の規模が大きくなり、頻繁になっているので、対策の検証が必要になっていると、このようなことが流されております。

また、日田市においても2012年の豪雨では高齢者要援護のリストを用意していましたが、個々人の避難先を決めていなかったため避難に時間がかかることが問題になり、翌年13年に防災体制を含めて見直しました。そして、約60人の要援護者に対して、常時自宅にいる退職者や近隣で仕事をしている自営業者らの支援員の配置と避難方法の明確化、避難時間の短縮、安全性向上のため、避難先を1カ所から2カ所に、避難経路を明確にしたマップづくりなどを行って、今回は市が避難警告を出した30分後には要援護者の避難が完了したと報道されております。

そこで、本市の防災対策について3点伺います。

1点目、ハザードマップの見直しなどについて伺います。国・県による浸水想定区域の見直しに伴って、洪水ハザードマップ作成事業が進められております。そのため、今年度の当初予算で1,876万8,000円が計上されております。この事業の見直しについて伺います。

2点目は、防災訓練についてです。高齢者や子ども、障害のある方など、誰もが安全に避難するために、一人ひとりの避難方法を明確にして、実際に防災訓練を行う必要があると思います。どのような内容で進めているのか伺います。

3点目、住民を受け入れる容量があるのか、避難する距離と経路は適切か、安全性は大丈夫かなど、避難所の確保と安全対策について伺います。

2番目に、国民健康保険制度について、1、国民健康保険の都道府県単位化について伺います。高過ぎて払い切れない国民健康保険税が問題となっている中、来年7月から国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移行します。この国保の都道府県化によって、本市の国保税がどう変わるのか、値上げになるのだろうかと不安は大きいものがあります。そこで3点伺います。

1点目は、進捗状況についてです。6月議会の私の質問に対してこのように答弁されております。7月下旬に各市町村の納付金に係る算定方法、10月下旬には仮の標準保険料率、11月下旬には仮の納付金額が示されることになっており、これを受け、各市町村では平成30年度に向け、保険料率の決定及び予算の編成を実行する、平成30年度の県への納付金額の確定及び標準保険料率の公表は30年の1月中旬になる予定と、このような説明がありましたけれども、6月議会後の進捗状況について伺います。

2点目は、国民健康保険税額の試算結果と対応についてです。算定方式は、市町村ごとの医療及び所得の水準を考慮した基本的な算定になったと承知しております。県への納付は100%納付が義務づけられております。県が決定する納付金を全額保険料で徴収できない場合にはどうされるのか伺います。

県の第2回の試算結果で、納付金資産額が増える市町村が29自治体、1人当たりの保険税増加額の平均が8,067円となっております。7月29日だと思いますけれども、第3回の試算結果も公表されたようですが、本市の国保税額は幾らになるのか、試算結果と対応について伺いま

す。

3点目は、一般会計からの繰り入れの継続、基金の活用で、国民健康保険税の引き下げを行うことについて伺います。6月の答弁では、まだ県より具体的かつ正確な数字が示されていないこと、法定外繰り入れについては実質的にどこが出すべきか決定しない状況とのことでした。

昨年4月17日の衆議院厚生労働委員会で、日本共産党議員の質問に対して厚生労働省は、一般会計からの繰り入れにはそれぞれの自治体で判断をいただく、これを制度によって禁止するというようなことは考えていないと答弁しております。また、今年の7月に日本共産党の茨城県議団が主催となりまして、県の国民保険室長らにご出席いただきまして行った勉強会において、この問題に関しての質問に対しては、国民健康保険室長は決算補填等を目的とした一般会計繰り入れについては、国保特別会計の収支均衡の観点から、計画的段階的な解消を図ることが求められるが、繰り入れを禁止するものではなく、これまでどおり市町村の判断によるものと考え、このように説明をいたしました。市民の健康と暮らしを守るため、一般会計からの繰り入れの継続と支払い準備基金の活用で国民健康保険税の引き下げを行うことを求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

3番目に介護保険について質問します。

1、第7期介護保険事業計画について伺います。2018年度は、介護報酬、診療報酬の同時改定のほか、地域医療構想を初めとする医療、介護計画、国保財政運営の都道府県単位化、「改正介護保険法」など一斉にスタートする年です。第7期介護保険事業計画の策定、介護保険料見直しの作業も本格化していると思います。第7期計画には、医療計画との整合性の確保、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化の推進などが新たに加わります。介護保険料見直し作業の中で、第7期においても支払い準備基金を有効活用して、負担軽減を図ってほしいと思います。

現在、決算書で見ますと5億160万、29年度の見通し額をプラスすると幾らになるのか、この点も伺いたいと思いますけれども、そういった基金の有効活用で介護保険料の見通しについて伺いたいと思います。

2点目は、認知症介護支援の取り組みについて、3点伺いたいと思います。

認知症は特別な病気ではなく、誰もがなり得る病気です。2025年には認知症患者が750万人に、軽度認知障害の初期対応の人を加えると、優に1,000万人を超えと言われております。軽度認知障害は、放置すると5年以内に半数が認知症に移行すると言われております。介護家族の現状は、ひとり暮らしや高齢夫婦の二人暮らしが増加しており、男性介護者は3割を超えております。高齢夫婦の一方が認知症になり、介護心中、介護殺人など、痛ましい事件も増加傾向にあると報告をされております。

国は、2012年に認知症施策5カ年計画、オレンジプランを策定し、取り組みを推進してきました。しかし、現行の介護保険では利用できるサービスに限度があり、認知症介護の現場は家族任せの状態がまだ改善されておられません。認知症の早期発見、診断、初期の相談と家族への支援や医療、保健、福祉の連携体制の構築によって、最後まで切れ目なく治療と支援を行うこと、

そして何より本人と家族が地域でその人らしく暮らし続けることのできる環境づくりが求められておりますが、その実現には課題が山積しております。

そこで、3点伺います。

1点目、相談窓口での対応についてです。国は、法改定で明らかに要介護認定が必要な場合以外は、要介護認定を省略して基本チェックリストで対応をすることとしております。この基本チェックリストのみでは認知症の早期発見につながりません。現在、本市では基本チェックリストでの対応はしておりません。申請者の相談窓口での今後の対応について伺いたいと思います。

2点目、要支援1、2の人への介護サービス、量と質の確保について伺います。認知症を重度化させないためには、初期の段階こそ専門職によるケアを受けることが重要です。また、要支援者の実態、例えば心身の状況、日常生活の自立度、世帯状況、サービス内容、サービス効果、これらを十分把握して提供されるサービスは、現行基準を緩和せず、質を担保し、新総合事業の中で利用者の希望に基づき、従来と同じサービスが継続して利用できるように保障すべきだと思います。量と質が確保されているのか、現在のサービスの取り組みについて伺います。

3点目に、認知症の本人や家族にとって介護以上につらいのが、認知症への差別と偏見だと思います。認知症への正しい理解を広める啓発運動を位置づけ、誰もがお互いさまと言える環境づくりこそ大切です。社会福祉協議会への委託事業として、認知症サポート養成講座が本市でも行われておりますけれども、認知症に対する正しい理解を広める啓発活動について伺いたいと思います。

4番目に、要介護慰労金について。

1、要介護慰労金の増額と支給対象の拡大について伺います。この条例では、在宅の重度な要介護高齢者を介護している者に対し、介護慰労金を支給することにより介護者の労をねぎらうとともに、高齢者にとって好ましい社会環境づくりを促進し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的としていますとあります。現在、在宅の重度な要介護高齢者を常時介護している介護者に対して、要介護4または5の高齢者を介護している方へは月額7,000円、要介護3の高齢者を介護している方へは月額5,000円の慰労金を支給しております。こうした介護慰労金の支給は介護者を大変励ましております。

2000年に介護保険制度が創設され、同時に市の独自事業による在宅重度な要介護慰労金支給が行われて17年たっております。重度の寝たきりの親のおむつを交換したり、床ずれを防ぐために体の向きを変えたり、家族の介護負担は大変なものがあります。介護者の労をねぎらい、市民福祉の向上に寄与することを目的として支給される慰労金の支給額の増額を求めたいと思います。

また、要介護1、2の場合でも、食事や入浴、排泄など、身の回りの介助、介護度が重くならないように頑張っておられます。在宅で介護を続けるということは、介護度に違いはあっても大変なことです。在宅重度な要介護慰労金の増額と支給対象を要介護1と2まで拡大することについて求めますが、ご見解を伺います。

5番目に、奨学金制度について。市独自の給付型奨学金制度の創設について質問します。

日本の高等教育は、高学費の上に奨学金も貸与、ローンの制度があるだけで、学生、保護者に多額の負担を強いています。この20年間に、奨学金は貸与額で約5倍、貸与人員は約4倍に急速に拡大し、今や学生の2人に1人は奨学金を借りています。

一方で、中間層の所得が減少し、貧困層が拡大して、若者自身が借金をしなければ大学に進学できない社会に変わってしまいました。卒業後の雇用、収入が不安定で、返還できない学生も増加し、社会問題にもなっております。先の通常国会で新たに給付型奨学金制度が導入され、今年4月から先行実施されております。私立大学、自宅外から通学する学生に月額4万円、こういう制度ですが、これが始まって、来年4月の新入生から本格実施、月額3万から4万円、約2万人、このように予定されております。

切実な要望を受けた給付型奨学金ですが、安倍政権は十分な予算措置をせず、対象者をごく一部に限った制度設計でスタートさせております。家計の基準のみならず、成績基準を設けてハードルを上げ、学生に出身高校から人物、健康面での認定証を取り寄せるよう求めるなど、国民の期待に応えるものとなっております。最大の問題は、支給対象が余りにも少ないことで、学生55人に1人となっております。

2018年度の国の予算概算要求では、軍事予算の大幅増により、史上最大の軍拡のしようとしております。ミサイル防衛経費だけでも1,791億円が計上され、この金額を月額3万円の給付型奨学金に回した場合、約50万人の学生に支給することができます。軍拡予算を減らし、奨学金制度に転換することが急務です。

茨城県はやっていないんですけれども、よその都道府県では行っておりますが、奨学金を活用して大学生の地方定着を促進する地方創生奨学金返還支援制度を設けることも県に対して求めていくこと、そして、市独自の給付型奨学金制度の導入を求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

最後に、水府地区の小中学校の統合について、学校の形態について伺いたいと思います。

水府地区小学校の統合及び中学校との小中一貫教育に係る基本計画が2017年1月に策定されました。基本計画では、統合形式は施設一体型小中一貫校で、水府小学校と山田小学校を統合して、水府中学校を含めた小中一貫教育を推進するとしております。

今年1月18日に開催されております第2回常陸太田市総合教育会議において、次のような発言がありました。施設一体型小中一貫校になっているが、義務教育学校も視野に入れて検討していくと。教職員の定数上問題において、義務教育学校のほうがプラスだと、このような発言です。国会では「改正学校教育法」が成立して、2016年度から小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることになりました。義務教育学校について、小中一貫校の実態について国として調査したものがほとんどなく、教育的効果や問題点が検証されていない、また、学校統廃合をさらに加速させる手段となる、その他に小学校段階から複数の学校制度、教育課程が設けられ、教育の機会均等が崩されるなど、こうした問題があると見識者や現場からの声が出ております。

小中一貫教育の成果として挙げられているいじめの減少や学力向上などのデータは、他の要因で容易に変化するもので、成果とは言えず、小学校高学年での主体性の成長が損なわれるなどの

弊害があるといった問題も指摘されております。

水府地区の小中学校の統合について、基本計画では、統合方式は施設一体型小中一貫校で、義務教育学校も視野に入れて検討していくとありますけれども、検討された内容及び決定した学校の形態について、改めて伺いたいと思います。

2点目は、施設や通学路の安全確保等の教育環境の改善についてです。基本計画でも課題として、新校舎竣工までの間の施設環境の整備、通学路の変更に伴う安全対策の確保の2点が挙げられております。今議会の一般会計補正予算で土木費、道路維持費2,500万円、内訳が測量調査委託料500万円、道路維持補修工事費2,000万円が計上されております。議案説明では、道路の拡幅、のり面の整備、木の伐採などの工事であるということがその説明でわかりました。

道路整備については、中学校の入り口から正門まで600メートルあると聞いております。そのうちの2カ所、カーブのところ、78メートルを30センチメートル拡幅工事だということですが、今後、新校舎の建設が始まれば、工事用の大型車の出入りも頻繁になります。これらの工事は来年4月開校の小中学生の通学路の安全確保の工事なのか、安全確保についてさらなる検討を続けていくのか、この点について伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

○加瀬智明総務部長 ハザードマップについての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、ハザードマップの見直しについてでございますが、土砂災害危険区域として急傾斜崩壊箇所、また土石流箇所などを示した土砂災害ハザードマップにつきましては、当初の作成は平成19年度から開始し、平成23年度に市内全域において完成をいたしております。

その後、さらに土砂災害危険箇所を新たに追加する見直しを平成26年度から開始いたしまして、昨年度までに市内全地域において完成配布をいたしております。

浸水想定範囲や浸水の深さを示した洪水ハザードマップにつきましては、久慈川等の国管理河川につきましては平成19年度に、また、浅川等の県管理河川につきましては平成22年度に策定を完了しておりますが、このたび、国管理河川及び県管理河川ともに、洪水浸水区域を想定するための前提となります降雨の条件を大幅に引き上げて計算をされました想定最大規模の浸水想定区域が公表されたため、本年度の事業といたしまして、洪水ハザードマップの改定に取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の防災訓練についてのご質問にお答えいたします。

各地区ごと、また町会ごとに毎年または各年ごとに実施をされております。昨年度は43町会において実施をされています。近年は、より実践的な訓練として取り入れております地元自主防災会と実際の避難所となる小中学校等の先生方、また行政の三者合同によります避難所開設運営訓練等においてもハザードマップを活用し、災害想定を念頭に実施しておるところでございます。

次に、3点目の避難所の確保と安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

小中学校の統廃合等により、従来、避難所として指定しておりました施設が利用できなくなる

場合や、新たな最大規模の浸水想定により浸水の危険が発生する避難所なども想定をされております。小中学校の統廃合の対策といたしましては、河内小学校の例を申し上げますと、廃校後に売却先の社会福祉法人と、引き続き地元町会が体育館を避難所として協力をいただける旨の文書を取り交わしております。今後も河内小学校の例を可能な限り他の例にも適用をしてみたいと考えております。

また、浸水の危険のある避難所の安全確保でございますが、従来より避難所が浸水想定区域内にある幸久地区の避難所を高台の佐竹地区に指定しておりますと同様に、早目に避難を開始することを前提に、地区外への避難も設定してみたいと考えております。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

[滑川裕保健福祉部長 登壇]

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の大きく3つのご質問にお答えいたします。

まず初めに、国民健康保険制度についてのご質問でございますが、都道府県単位化における進捗状況といたしましては、茨城県より7月31日付で平成30年度からの国民健康保険の運営にかかわる統一的な方針として、茨城県国民健康保険運営方針が示されたところでございます。その方針においては、一般会計からの繰り入れによる赤字補填に関する考え方等が示され、それとあわせまして、市町村標準保険料率の算定方法を従来から方法が示されていた医療費水準と所得水準を考慮した基本的な算定方法の決定が正式に示され、その後、8月29日付をもって県より3回目となる仮の保険料率等の試算結果が示されたところでございます。

各市町村につきましては、今後、この仮の試算結果に基づき、財政運営の責任主体である茨城県へ国保事業費納付金を納めるために必要とする国保税額の仮試算を行うこととなります。

また、ご質問の国保税額の試算結果と対応でございますが、今回県より示された納付金等の試算結果につきましては、追加交付として国より交付される普通及び特別調整交付金及び暫定措置等々、1,200億円をほぼ反映させたものとなっておりますが、その額の正式な決定については30年1月ごろとなるスケジュールが県より示されております。

なお、先ほどもお答えいたしました、今回の提示が8月29日付であり、今後、本市においても県内の各市町村と同様に現時点での試算を行っていくこととなりますことから、試算結果をご説明申し上げるまでには至っておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、一般会計からの繰り入れの継続と基金活用による国保税の引き下げにかかわるご質問にお答えいたします。

先ほどご説明申し上げました、県より示された茨城県国民健康保険運営方針においては、将来において、国保運営の赤字補填としての一般会計からの繰り入れについては解消すべきとされております。つきましては、法定外の繰り入れ及び基金活用による国保税の引き下げについては、現在、実施する考え方はございません。

続きまして、大きなご質問の2つ目、介護保険における第7期介護保険事業計画に係る介護保険料の見通しといたしましては、本年度は3年を1期とする介護保険事業計画の最終年に当たるため、策定委員会を設置し、第7期事業計画の策定に着手したところでございます。この策定委

員会につきましては、介護保険事業全体にかかわるご審議をいただくこととなりますが、現在は基本理念や重点目標などの大きな柱の部分の審議をいただいている段階でございます。

介護保険料の見通しでございますが、この保険料につきましては、算出の前段として、必要とする各介護サービスの供給量を見込み、それに基づく全体給付額の算出が必要となっております。その算出が事業計画の根幹を成し、最も重要な作業でございます。つきましては、現在その給付料の算出段階であるため、介護保険料に係る具体的な説明を申し上げるまでには至っておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

しかしながら、今般の高齢化の進展により負担をいただく介護保険料の上昇は、制度を維持するためには避けがたい状況にあるものと考えております。この介護保険料の大幅な引き上げは、高齢者の方々の生活に大きな影響を及ぼしかねないことから、前期計画と同様に、国による軽減措置や支払い準備基金の活用を図るとともに、本年度から保健福祉部全体として取り組む健康寿命の施策を介護予防事業の計画にも積極的に取り入れるなど、介護保険料の急激な上昇を抑制していく必要があるものと考えております。

2点目の認知症介護支援の取り組みにおける相談窓口の対応でございますが、認知症にかかわる窓口での対応は、ご本人よりもご家族からの相談が多く寄せられている現状でございます。対象者の状況に応じ、窓口において要介護認定申請を行っていただくとともに、徘徊など早急な対応を要する場合には、介護保険制度外の支援サービスでの対応や高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターとの連携により、適切なサービスにつながるよう努めているところでございます。

また、認知症の重症化を防ぐためには、早期発見、早期診断が重要であることから、本市におきましては相談に対し、医療や介護の専門職と認知症の専門医が連携を図り、初期の支援を包括的または集中的に行う認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に平成30年度から配置し、自立支援のサポートを実施してまいりたいと考えております。

次に、要支援1または2の方への介護サービスといたしましては、まず要支援の方につきましては、状態の悪化を防ぐためのサービス提供が重要であるものと考えております。つきましては、住宅改修など、ご自宅での生活を支援するためのサービスと施設におけるデイサービスなどを組み合わせることにより、心身及び認知機能の向上を図るとともに、認知症の予防につながるものと考えております。

本市におきましても、本年4月から介護予防日常生活支援総合事業を開始し、サービスを利用される方の選択肢が広がるものとして、従来と同等の現行相当サービスに加え、介護事業所による基準を緩和したサービスを実施しております。これにより、要支援の方々へのサービスにつきましては、量及び質において一定の確保がなされつつあるものと考えております。今後は、必要とするサービスのさらなる選択肢を増やすことが可能となるよう、グループ等によるスクエアステップなど介護予防事業の充実に努め、地域の中で豊かな生活を送る社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、認知症に対する正しい理解を進める啓発活動といたしましては、認知症については早期



の対応により、その症状の軽減や進行をおくらせることができると言われております。ご自身のみならず、ご家族はもちろんのこと、多くの方々に認知症を正しく知っていただくことが大変重要であるものと認識をしております。

平成27年1月に国が策定した認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおいては、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進を主要施策の1つとして掲げるとともに、茨城県においても9月を認知症を知る月間として、認知症に対する正しい理解の普及を図っているところでございます。

本市におきましては、国、県の取り組みに合わせ、市広報紙への掲載のほか、医療及び介護関係の従事者に対し、在宅医療介護連携推進事業において認知症に関する研修会を開催するとともに、市民の方々に対しては社会福祉協議会の委託により認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の知識や状況に応じた対応等を学ぶ場を提供しているところでございます。

今後につきましても、県及び関係機関等との連携を密にするとともに、市のホームページの活用など、さらなる啓発の拡充に努めてまいります。

続きまして、大きなご質問の3点目、要介護慰労金に係る在宅重度要介護慰労金の拡充に係る慰労金の増額と支給対象者の拡大でございますが、要介護慰労金につきましては、介護保険制度において要介護3以上と認定された高齢者の方々と同居し、ご自宅においてその介護に当たっているご家族の労をねぎらうことを目的とし、要介護3の方を介護する方には月額5,000円、要介護4、5の方を介護する方には月額7,000円を市の独自事業として支給ものでございます。

まず、ご質問の額の増額でございますが、在宅において介護をなされている方々においては、終日の介護により心身ともにご苦勞なされていることは認識しているところでございます。このご苦勞を少しでも軽減する対策として、介護をなされる方々に対し、介護から一時的に開放し、心身の元気回復を図ることを目的とし、市社会福祉協議会の委託により在宅介護者リフレッシュ事業を実施しております。現時点における考え方といたしましては、要介護慰労金の額の増額を行うのではなく、さきの事業などにより介護をなされる方にリフレッシュの時間を送っていただき、元気回復が図れることが重要であり、そのような事業の充実に努める必要があるものと考えております。

次に、支給対象者の拡大につきましては、現金の支給を行うのではなく、介護を必要とする方へは介護度が進まないよう、介護保険事業における在宅サービスとして、訪問介護、訪問リハビリ、通所介護、ショートステイなどを総合的にご利用いただくとともに、介護なされている方については、重度の方を介護する方と同様に、在宅介護者リフレッシュ事業へのご参加をいただき、心身のリフレッシュ図っていただくことが大切であるものと考えております。つきましては、今後、介護をなされている方のご意見等を参考とし、リフレッシュにつながる事業の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 給付型奨学金制度についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市が行っている奨学金制度につきましては、経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生等に対し、教育を受ける機会均等等を図るとともに、有為な人材の育成を図るため、奨学資金を貸与型で実施しているものと、もう一つ、平成28年度から人口減少定住促進対策の一環として創設した制度で、本市の奨学資金を受けて大学等に進学し、卒業後、本市に居住、就職をされる方を対象に、奨学資金の返還金の全額または一部を助成する奨学資金の返還金助成型、以上の2つの奨学金制度がございます。これらはそれぞれの制度の趣旨が異なるものでありますが、いずれにいたしましても、本市における奨学金制度につきましては、優秀な生徒や学生たちが卒業後に職を得て、社会貢献を果たしながら、自分で借りた奨学金を責任を持って返還していくものであるとの考えに立っております。

一方で、文部科学省においては、一億総活躍社会の実現に向けた重要政策を踏まえ、平成28年12月、奨学資金に対する制度設計の1つに給付型奨学金制度の創設について議論が進められ、先ほど議員のご発言にありましており、平成29年度においては、私立大学進学者で自宅外から通学している進学者などに対し一部先行して実施をしており、平成30年度進学者から本格実施される状況となっております。その創設の趣旨といたしましては、経済的な事情により大学等への進学を断念せざるを得ない者に対し、進学を後押しする制度でございます。その給付額や対象人数等につきましては十分な規模を確保していくこととしております。また、高校生を中心に、寄附を活用して市町村独自の制度を創設しているところもあり、最近では大学生を対象に給付しているところもございます。

議員ご質問にありました、市独自の給付型奨学金制度につきましては、国や県が行う制度等を鑑みるとともに、現在、市が行っている奨学金制度の有利性等について検証しながら、市独自の奨学金制度の継続的な財源の確保や事務手続等の方法、該当者数の把握などを踏まえ、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

次に、水府地区の小中学校の統合についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校の形態についてでございますが、平成30年4月、統合により新しく開校する水府小学校につきましては、学校の位置を現在の水府中学校とし、9年間を見通した子どもたちの育ちを踏まえ、それに合った教育課程を編成し、小中学校の教員が協力し合って系統的な教育を目指す施設一体型の小中一貫教育を推進するものでございます。

学校の形態でございますが、平成27年6月、「学校教育法」一部改正により新しく規定された小学校と中学校の区切りがなく、9年間の一貫教育を行う義務教育学校とは異なりまして、組織上は独立した小学校、中学校となり、それぞれに教職員が配置されるものでございます。

本市の場合、平成26年4月、小里小学校と賀美小学校の統合により、新しく里美小学校が開校し、里美中学校との施設一体型小中一貫教育を推進してきた実績がございますが、水府地区小中中学で行う小中一貫教育につきましても、里美小中学校同様、校長を初め、教職員の小学校、中学校の兼務発令により、中学校教諭の専門性を活かした専科指導や、小学校の教諭と中学校の教諭が一緒になって指導するチームティーチングによる事業などを取り入れることにより、基礎、基本の定着や応用力の育成など、学力向上の支援、そして9年間を踏まえた心の育ちへの支援を

図ってまいりたいと考えております。

次に、施設や通学路の安全確保等についてのご質問にお答えいたします。

新たな水府小学校の開校に伴う通学路の安全確保につきましては、現在進めております統合調整会議や保護者説明会、アンケート調査等により、さまざまな意見や要望をいただいているところであります。

基本的には、保護者の皆様には、児童生徒の通学に関しては地域の公共交通を利用することを基本とする旨、説明をしており、新たに開校する水府小学校の校門付近まで路線バスを延伸させることで進めております。その際、児童生徒の安全を確保するため、現在の水府中学校入り口バス停から学校正門までの道路につきましては、バス専用時間帯を設ける交通規制を実施することとし、現在、保護者や地域住民の方への説明を進めており、おおむねの了解を得ているところでございます。併せて、地域子ども安全ボランティア会員の増員を図り、登下校時の立哨指導や見守り活動を充実させまして、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

さらには、当面の安全対策といたしまして、児童生徒が少しでも歩きやすいように道路の路肩拡幅等を行うこととしております。この路肩拡幅等の工事スケジュールにつきましては、現在、細部にわたり関係部署との調整を進めているところでありますが、平成30年4月の水府小学校開校に合わせまして、本年度内に進め、開校に当たって児童生徒が安全に通学できるよう努めてまいります。

今後につきましては、来年度開校をした上で、通学の状況等をしっかり踏まえながら、さらに検討を重ねてまいりたいと思います。

○益子慎哉議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) 2回目の質問を行います。

最初の防災対策についてですけれども、国、県による浸水想定区域の拡大ということで、今年度から洪水ハザードマップの策定年に入っておりますけれども、私はそういう中で、先ほど福岡県朝倉市、それから日田市について、非常に生きた防災対策をしているというお話で、その内容については繰り返しませんけれども、やはり生きたハザードマップの策定について努めていただきたいと。九州北部豪雨では大量の流木が流れてきて、それで被害が拡大したということで山の管理が問われているわけですが、やはり山の管理、河川管理、安全な避難計画を総合的に見ていくことが必要だと思えます。そういう点について、今後の取り組みについて伺えればと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○加瀬智明総務部長 今後の取り組みについてということでお答えをいたします。

ハザードマップ作成についての今後の取り組みについてと推察しながら答弁させていただきます。ハザードマップは、当然、国、県の浸水想定地域に基づいて策定をされますが、策定をしただけでは当然何も終わりません。先ほど答弁をさせていただいたように、地域には自主防災組織が組織されております。自主防災組織、また住民の方、行政の方、これが一緒になって、今は避

難所の開設訓練，また避難の訓練も新たに行っております。そのように地域が一緒になってハザードマップをすぐに使って，先々を見越した訓練をハザードマップを作成しながら行っていくのが大切だと考えております。

また，深谷渉議員の一般質問の中でもお答えをしておりますが，タイムラインという考え方もございます。ハザードマップの作成をする中で，やはりタイムラインという考え方も入れながら作成をしていきたいと考えております。

以上です。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 住民の声をよく聞いて，生かしてほしいと思います。

国民健康保険都道府県単位化についてですけれども，これについては納付金について試算されていけば，もろもろのいろんな金額にこういうものが入るのかとか，これは入れないとかありますけれども，実際に試算してみてもどのぐらいになっているのか伺いたいと思います。そういう中で，第2回の審査で，茨城県が29自治体納付金資産額の中で増えますよと報告されておりますけれども，この増える29自治体の中に常陸太田市が入っているのか入っていないのか，伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 お答えいたします。

2番目の質問ですけれども，増える自治体に常陸太田市は入っております。

1番目の質問でございますけれども，試算税の算出についてはまだ行っておりませんが，今回県より示された料金等の試算結果によりますと，県へ納付金を納めるための必要な額等については，全体額として13億7,900万円となっておりますので，今年度の税額と比較いたしますと，3億円程度上回ることとなります。そういったものを踏まえまして，今後，交付税の引き上げ，または基金の取り崩し及び一般会計の繰り入れなどを総合的に検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございます。介護保険制度の第7次事業計画ですが，先ほど保険料については基金を活用していくと。保険料に充てるということを第6次事業計画の中でも十分支払い準備基金を活用されておりますが，そういう方向でぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間がありませんので，給付金についても，今は市町村でも給付型を検討されているところも多いです。じょうづるさん奨学金などもやられておりますけれども，先ほど教育長は，趣旨は違うけれどもこういうこともやっていますよということでした。やはり学びたいという方に対する給付型の奨学金制度をぜひ創設して欲しいので，前向きな検討を今後お願ひしたいと思います。

そして，時間がある限りお話ししたいんですが，水府の小中一貫校は，今回，現在地に建てると決まりました。あの学校を卒業した人たちが，地域の方たちのいろいろな思いもあるのかもしれ

ませんけれども、今は通学路の安全とか社会状況も変わっております。その中には給食の配送車が通ったり、PTAの集まりとか運動会、イベント、いろいろ学校に集まる機会が多いわけです。そういう中で、できたら里美小中一貫校のように県道に面したところにできれば、やっぱり学校というのは、文化、教育の拠点ですから、水府でもそういうところにできれば、もっと周辺の地域が活性化していったのではないかという思いを今でも抱えているわけです。

何はともあれ、今、実施設計に入っているようですけれども、まず子どもたちの通学路の安全にはさらなる検討をしていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。